

みどり市林業機械等整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自伐型林業(所有する山林の有無やその規模にかかわらず、森林の経営、管理及び施業を自ら行って営む林業をいう。以下同じ。)を行う者がする林業機械等(林業を効率的に行うために用いる機械、車両等をいう。以下同じ。)の整備を支援するため、みどり市林業機械等整備支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、自伐型林業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有している者
- (2) 市内で3年以上林業に従事しており、引き続き市内で自伐型林業を行う意思のある者
- (3) 過去3年間における木材の素材生産量(山林から樹木を伐採し、用材に供すために生産した丸太の材積をいう。以下この号において同じ。)の平均が500立法メートル未満である者であって、林業機械等の整備により木材の素材生産量の維持又は増加を見込むことができるもの
- (4) 補助金の交付を受けて整備をしようとする林業機械等の操作に関する資格又は免許を有している者
- (5) 市税の滞納がない者
- (6) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる林業機械等の購入又はリース導入(リース契約(対価を得て資産を使用させる契約であって、資産を使用させる期間の開始の日以後又は同日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいう。以下同じ。))により資産を導入することをいう。以下同じ。)(それぞれ令和5年4月1日以降にされた購入又はリース導入に限る。)に要する経費とする。

- (1) バックホウ
 - (2) フォワーダ
 - (3) 林内作業車
 - (4) トラック
 - (5) グラップル
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が効率的に自伐型林業を行うために特に必要であると認める林業機械等
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。
- (1) 消費税及び地方消費税の額に相当する経費
 - (2) 国又は都道府県その他の地方公共団体が行う助成を受けてする林業機械等の整

備に係る経費

(3) 林業機械等の販売を業としない者又は林業を営まない者からの林業機械等の購入に要する経費

(4) リース契約により資産を使用させる事業を営まない者又は林業を営まない者との契約による林業機械等のリース導入に要する経費

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる林業機械等の整備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 購入 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は300万円のいずれか少ない額

(2) リース導入 補助金の交付を受けようとする年度における補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は60万円のいずれか少ない額

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき、一会計年度当たり300万円、かつ、通算して450万円を限度とする。

(交付の申請及び決定)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、あらかじめ林業機械等の購入をしようとするときはみどり市林業機械等整備支援事業補助金交付申請書(購入)(様式第1号)に、林業機械等のリース導入をしようとするときはみどり市林業機械等整備支援事業補助金交付申請書(リース導入)(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、複数年にわたるリース契約により林業機械等のリース導入をした場合における2年目以降の補助対象経費に係る補助金の申請をしようとするときその他市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 施業計画(実施)報告書(様式第3号)

(2) 補助対象経費に係る見積書の写し

(3) 林業機械等の写真(購入をしようとする林業機械等が中古のものである場合に限る。)

(4) 林業機械等の操作に関する資格又は免許を有していることが分かる書類の写し

(5) 補助金返還についての誓約書(様式第4号)

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、みどり市林業機械等整備支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(変更の申請及び決定)

第6条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により申請の内容を変更しようとする場合は、林業機械等の購入をしようとするときはみどり市林業機械等整備支援事業補助金変更交付申請書(購入)(様式第6号)に、林業機械等のリース導入をしようとするときはみどり市林業機械等整備支援事業補助金変更交付申請書(リース導入)(様式第7号)に、その変更の内容が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、みどり市林業機械等整備支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第8号)に

より、補助対象者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第7条 補助対象者は、概算払で補助金の交付を受けようとするときは、みどり市林業機械等整備支援事業補助金概算払請求書(様式第9号)により、市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、林業機械等の購入をしたときは当該林業機械等が納品された日から30日以内に、林業機械等のリース導入をしたときはリース契約が終了した日から30日以内(複数年にわたるリース契約により林業機械等のリース導入をした場合でリース契約が当該年度に終了しないときにあつては、当該年度の翌年度の4月30日まで)に、みどり市林業機械等整備支援事業補助金事業実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 林業機械等の整備に係る契約書の写し
- (2) 請求書、領収書その他の補助対象経費が分かる書類の写し
- (3) 整備をした林業機械等の写真

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、みどり市林業機械等整備支援事業補助金確定通知書(様式第11号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(施業の報告)

第10条 補助対象者は、補助金の交付を受けたときは、次の各号に掲げる林業機械等の整備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間中、毎年度、施業計画(実施)報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 購入 補助金の交付を受けた年度から起算して6年度が経過するまでの期間
- (2) リース導入 当該リース契約が終了するまでの期間

(補助金の交付の決定の取消し又は返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の経費に使用したとき。
- (3) 第2条各号に掲げる者でなくなったとき。
- (4) 補助金の交付を受けて整備をした林業機械等を林業以外の目的に使用したとき。
- (5) 施業報告期間(第10条の規定により施業計画(実施)報告書を市長に提出しなければならないとされた期間をいう。第7号において同じ。)中に売却、廃棄その他の処分により購入をした林業機械等を使用できない状態にしたとき。
- (6) リース導入をした林業機械等に係るリース契約を途中で解約したとき。
- (7) 施業報告期間中に補助対象者が市内で自伐型林業を行わなくなったとき。

2 前項の規定により市長が補助金の返還を命じた場合で補助対象者がそれに応じな

かったときは、市長は、補助金返還についての誓約書により補助対象者に代わって債務を負うことを誓約した連帯保証人に補助金の返還を求めるものとする。

(補則)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。